

平成 2 4 年 3 月 2 7 日

平成 2 4 年 第 3 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成 2 4 年 第 3 回 東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成24年 3 月27日（火曜日）午後 2 時04分～午後 4 時28分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第 4 ・ 5 会議室

3. 出席委員 1 番 鈴 木 敏 彦（委員長）

2 番 小 泉 美佐子

3 番 土 田 豊

4 番 武 石 修一郎

5 番 小 島 昇 公（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

社会教育部長	小 俣 学	学校教育部 参事兼 指導室長	今 城 徹
学校教育課長	田 代 雄 己	建築課長兼教 育施設担当 副参事	堂 垣 隆 志
給食課長	梶 川 義 夫	統括指導主事	岡 田 博 史
社会教育課長	佐 伯 芳 幸	社会教育部 副参事 (国体準備 担当)	高 橋 宏 之
中央公民 館長兼狭山 公民館長	乙 幡 正 喜	中央図書館長	野 口 弘

6. 書 記

庶務係長 小 川 圭

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 1 号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について
- 第 4 第 1 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 5 第 2 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 6 第 1 1 号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について
- 第 7 第 1 2 号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について
- 第 8 第 1 3 号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について
- 第 9 第 1 4 号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について
- 第 1 0 第 1 5 号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について
- 第 1 1 第 1 6 号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について
- 第 1 2 第 1 7 号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について
- 第 1 3 第 1 8 号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の全部を改正する規程
- 第 1 4 第 1 9 号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 1 5 第 2 0 号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則
- 第 1 6 その他報告事項 (1) 東大和市内小・中学校の適正規模及び適正配置等のあり方について（緊急提言）
(2) 学校給食費の口座再引き落とし処理の導入について
(3) 第 2 2 回多摩湖駅伝大会について
(4) 東大和市立郷土博物館資料複写サービス要綱の一部を改正する要綱について
(5) 教育機関等への P H S 電話の設置について
(6) 東大和市特定事業主行動計画（後期行動計画）の策定に伴う意見の伺いについて

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから、平成24年第3回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は武石委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○小島教育長 それでは、平成24年2月23日から3月23日までの教育長諸務報告を申し上げます。

初めに、平成24年2月23日に定例校長会に出席いたしました。年度末を迎え大変忙しい中、事故等に注意をしていただくとともにインフルエンザ等健康に気をつけていただきたい旨の発言をいたしております。

同日、社会を明るくする運動第2回推進委員会に出席いたしました。平成23年度活動報告及び収支決算見込み等の説明がなされました。

2月26日には、東大和市ソフトテニス連盟創立60周年記念式典及び祝賀会に出席をいたしました。長年の活動の成果のあらわれとして、近隣市からも多数の出席者があり、盛大な式典及び祝賀会でありました。日ごろテニスを通じて青少年の育成にお力添えをいただいておりますことを御礼申し上げます。

3月1日からは、平成24年第1回市議会定例会が開催されております。会期はあす28日までとなっております。一般質問につきましては、引き続き教育委員会に対する質問が数多く出されております。後ほど別紙をご覧くださいと存じます。なお、最終日に人事案件として教育委員の人事が提案されます。

3月2日には、第一、第三中学校の学習発表会等を見学いたしました。

翌日の3日には、第二、第四、第五中学校の学習発表会等も含め各学校で創意工夫された生徒の力作が展示されておりました。

同日、第29回南街公民館まつり開会式に出席をいたしました。地域との交流も活発で第二小学校の和太鼓クラブ、第二中学校の吹奏楽部の演奏も行われ盛大なお祭りが開催されました。

午後には、第7回文化協会の祭典式典に出席いたしました。東大和市の文化の可能性を感じさせる各部門の発表が次々に行われる中、式典及び特別公演が行われました。特別公演では、岩淵恵美子氏のチェンバロの演奏やJTC吹奏楽団の楽しい演奏に会場も大変盛り上がりおりました。

翌3月4日には、東大和少年少女合唱団定期演奏会を鑑賞いたしました。第二小学校の千田鉄男先生の指導のもと団員約80名が日ごろの練習の成果を発表いたしました。すばらしい澄んだ歌声に心が洗われるひとときでございました。

3月10日には、東大和市公立小中学校PTA連合協議会研修会に出席をいたしました。落語家の古今亭菊志ん師匠の落語を通じて「人生楽しく前向きに」と題した講演でございました。出会いを大切にやりたいことにチャレンジすること、また準備の重要性についてアドバイスがございました。

3月11日には、職員の参集訓練に参加いたしました。地震発生を想定し自宅から徒歩及び自転車等で参集する訓練が行われ、各部における参集時間の集計や通勤途中の被害状況把握等の訓練が行われました。

その後、東大和市防災講演会に参加しております。首都大学東京の教授でいらっしゃる山崎晴雄先生から、今話題の立川断層について講演がなされました。心配し過ぎることはないけれども、備えは大切であることを指摘されました。

同日は、第31回歩こう会の開会式にも出席をいたしました。健康志向のあらわれかたくさんの参加があり、体操の後元気に春の多摩湖へ一斉にスタートを切りました。

午後には、東大和市民合唱団「第九を歌う会」の演奏会を鑑賞いたしました。日本フィルハーモニー交響楽団の演奏とともに歌う歌声は圧巻でした。

15日には、厚生文教委員会に出席をいたしました。基礎学力の向上について質疑が行われ、今回で所管事務調査が終了いたしました。

翌16日には、第五中学校の卒業式に出席をいたしました。最後の「大地讃頌」では涙もあふれる感動的な卒業式でございました。

同日、東大和市と武蔵村山市の図書館相互利用の調印式に出席をいたしております。両市民の利便性の向上と両市のさらなる友好を確認し合いました。なお相

互利用は4月1日からの実施でございます。

翌17日には、東京東大和ロータリークラブ創立40周年記念講演会に出席をいたしました。「想定外を生き抜く力」と題し、群馬大学大学院教授の片田敏孝氏の講演がありました。釜石市の奇跡の立役者として知られる先生の講演では、子どもたちへの防災訓練や実際の3・11での避難の様子が写真も交えて報告されました。その中で想定にとらわれるな、最善を尽くせ、率先避難者たれということを力説されておりました。今後の参考にすべきであるというふうに痛感をいたしました。

20日には、第22回多摩湖駅伝大会が開催されております。212チームの申し込みがあり、晴天のもと盛大にとり行われました。当日は喜多方市から山都中学校の男女チームも参加し、けが人もなくすばらしい大会となりました。昨年に陸上競技協会が解散し一時は開催が危ぶまれましたが、体育協会を初めたくさんの人々のご協力を得て盛大にとり行うことができました。来年度以降のさらなる飛躍が期待されます。

22日には、デザインマンホールふたの設置セレモニーに出席いたしました。スポーツ祭東京2013のPR及び下水道の存在とイメージアップを目的に、マスコットキャラクターのゆりーとがボウリングをしているところを描いた下水道のデザインマンホールふたを市内各駅周辺に10箇所設置をいたしました。

同日、平成23年度第4回東大和市青少年問題協議会に出席をいたしました。善行青少年被表彰者の表彰が行われ、第一小学校が環境美化で、第四中学校の吹奏楽部は社会福祉で、さらに第五中学校の4人のほか東大和高校の野球部、東大和南高校の野球部、バスケットボール部及び創価高校野球部が事故災害防止で表彰されております。青少年の善行に対し、地域のために当然のことをしたという発言に明るいあすを予感させられました。

最後に、3月23日に第四小学校の卒業式に出席をいたしました。多くの保護者やご来賓の方々の参加があり、感動的なすばらしい卒業式でございました。

以上で、諸務報告を終了させていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について

○鈴木委員長 日程第3、第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第1号選挙 東大和市教育委員会委員長の選挙についてにつきましてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により、教育委員長の任期は1年と定められており、鈴木敏彦委員長の任期が平成24年3月27日までとなっております。したがって、次期の委員長の選挙をお願いするものであります。

委員長の選挙につきましては、同法第12条第1項で教育長を除く委員の中から委員長を選挙することになっており、また東大和市教育委員会会議規則第6条では、委員長の選挙は互選によるものとするとなっております。互選の方法といたしましては、選挙、指名推選の方法等がありますので委員長からよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

選出につきまして何かご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

小泉委員。

○小泉委員 現在、委員長を務めておられます鈴木敏彦委員長さんに引き続き委員長を務めていただきたいと思いますとして推薦をさせていただきます。

○鈴木委員長 ただいま、小泉委員から私鈴木を推薦したいという発言がありました。鈴木を委員長とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、鈴木を委員長とすることに決めます。

ちょっと一言ごあいさつさせていただきます。

再び選んでいただいて大変光栄に存じております。今日まで4年間委員の皆様

のご指導、事務局の方々のご助言に対して心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

実は今度お受けすると5年目になりますので、私自身は少し長過ぎるなというふうに感じて考えているところでもありますけれども、選任をいただきましたのでお受けした以上は、気持ちを引き締めてもう1年間しっかり頑張りたいと思いますので、今まで同様によろしくお願いいたします。

◎日程第4 第1号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第4、第1号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第1号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成23年度東大和市一般会計補正予算（第8号）であります。一般会計補正予算（第8号）は、第1回市議会定例会に第25号議案として提出され3月1日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会が開かれた時点では、まだ市長との最終の予算調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に東大和市教育委員会に付することができず、平成24年2月27日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会にご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

引き続き概要につきましてご説明申し上げます。

平成23年度東大和市一般会計補正予算（第8号）のうち、教育委員会関係につきましてご説明申し上げます。

資料の1ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入でございますが、平成24年度に予定しておりました小学校の普通教室及び図書室に対する冷房化工事並びに小・中学校の体育館10校に、第二小学校体育館を加えた11体育館に対する耐震化工事につきまして、今回繰越明許費を設定し前倒しで予算計上いたしました。これらに伴う歳入が主なものでございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金1億9,705万9,000円の計上であります。平成24年度から前倒しいたしました小・中学校体育館の耐震補強工事及び小学校普通教室等の冷房設備設置工事等に係る歳入でございます。

14款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金1億8,287万円の計上でございますが、同様の理由でございます。

19款諸収入、5項雑入、1目雑入4,667万1,000円の計上でございますが、平成22年度からの繰り越し事業の耐震化工事及び中学校の冷房設備設置工事に係る都補助分は繰り越しをせず、過年度分として雑入で歳入することによるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、資料の3ページをお開き願いたいと存じます。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費は53万円の減額であります。

4ページの説明欄をご覧ください。

事業番号2の就学旅行等事業費は契約差金でございます。

2項小学校費、1目学校管理費は8億8,179万6,000円の計上でございます。事業番号2の小学校環境整備事業費は8億8,289万4,000円で、耐震診断及び冷房設備委託料等の契約差金の減額、小学校冷房設備設置工事費及び体育館耐震補強工事費等の予算計上によるものでございます。

7ページをお開き願いたいと存じます。

3項中学校費、1目学校管理費は2億2,321万円の計上であります。事業番号2の中学校環境整備事業費は2億2,866万4,000円で、第二、第三中学校体育館の耐震補強工事費等の予算計上によるものであります。

続きまして、9ページをお開き願いたいと存じます。

4項社会教育費、2目公民館費は730万2,000円の減額であります。事業番号1の中央公民館事業費の減額742万5,000円で、中央公民館空調設備改修工事費の契約差金が主な内容でございます。

続きまして、11ページをお開き願いたいと存じます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、事業番号4スポーツ振興事業でございますが、武道用備品マット79万4,000円の計上でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第1号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第1号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第2号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第5、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第2号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成24年度東大和市一般会計予算であります。平成24年度一般会計の当初予算は、第1回市議会定例会に第1号議案として提出されましたが、前回の教育委員会が開かれた時点では、まだ市長との最終の予算調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に東大和市教育委員会に付すことができず、平成24年2月27日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会にご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

概要といたしましては、平成24年度一般会計歳入歳出合計ともに269億700万円で、前年度と比較いたしまして7,200万円の減であります。教育費は26億1,396万9,000円で7,227万7,000円の増となっております。

引き続き、詳細につきましてご説明申し上げます。

学校教育関係は私から、社会教育関係は社会教育部長からご説明申し上げます。

それでは、学校教育部に関係いたします平成24年度当初予算につきましてご説

明させていただきます。

なお、説明につきましては、新規事業、レベルアップ事業及び主な事業を中心に説明をさせていただきます。

それでは、お手元の平成24年度東大和市一般会計予算書及び説明書（教育費歳入抜粋）の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、最初に歳入でございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料、1節小学校使用料と2節中学校使用料につきましては、学校の敷地内に東京電力や東日本電信電話株式会社等の電柱等を設置させていることに伴う土地使用料でございます。

13款国庫支出金でございますが、7目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金は、平成23年度と比べ大きな変化はございません。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

14款都支出金でございますが、8目教育費都補助金は、平成23年度と比べ1億6,295万円の増額でございます。第八小学校の芝生化に伴う増でございます。

以下、歳入につきましては、ほぼ前年度と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

お手元の教育費抜粋の予算書の318ページをご覧くださいと存じます。

それでは、10款教育費でございます。本年度は26億1,396万9,000円で、前年度より7,227万7,000円の増額で2.8%の増となっております。

この主な内容につきましては、歳入でご説明申し上げましたが、第八小学校の校庭芝生化に伴う増が大きな要因でございます。今年度予定しておりました小学校普通教室及び図書室に対する冷房化工事及び小・中学校11体育館に対する耐震化工事を前倒しをして、平成23年度3月補正予算に計上いたしております。このことによりまして、平成24年度のなるべく早い時期に完成を目指すものであります。これらの工事完了に伴いまして、小・中学校普通教室の冷房化及び小・中学校体育館の躯体に対する耐震化工事はすべて完了となります。

なお、一般会計に対する教育費の構成率は9.7%となりました。この結果、前年度の9.4%から0.3ポイントの増となっております。

それでは、右側の説明欄によりましてご説明を申し上げます。

323ページをお開きいただきたいと存じます。

1 項教育総務費、3 目教育指導費、事業番号 1 の就学相談事業費は1,141万6,000円で、対前年度比217万4,000円の増額であります。心理相談員の勤務時間を増やすなど教務を充実いたしております。

327ページをお開きいただきたいと存じます。

11の教育指導管理事務費は1,049万7,000円の減であります。7 節賃金の緊急雇用創出事業として、昨年度計上いたしました学校環境整備支援員の減が大きな要因でございます。

続きまして、331ページをお開き願いたいと存じます。

13教科書・指導書・副読本等購入事業費は2,855万1,000円の減であります。昨年度の学習指導要領の改訂に伴う教科書購入が終了したことによる減であります。

333ページをお開きいただきたいと存じます。

16教育センター運営費は、教育センターの運営及び教育相談全般に係る事務的経費を計上し、前年度と比べ250万6,000円の増額であります。1 節報酬ではスクールカウンセラー2 名分を増額し、教育相談の充実を図っております。

17情報教育推進事業費は、対前年度比560万8,000円の増額で主に各小・中学校のコンピュータ教室に配置されたパソコン等の維持経費と教材用ソフトウェア購入費用を計上いたしております。賃貸期間が終了となるパソコン教室の電算機器等の更新にあわせて、デスクトップ型からノート型に変更することが主な要因でございます。

続きまして、339ページをお開きいただきたいと存じます。

事業番号 2 小学校環境整備事業費は 1 億6,582万5,000円で、対前年度比6,219万9,000円の増額であります。第八小学校校庭芝生化工事による増、耐震診断関係の委託料の減が主な要因でございます。先ほどもご説明申し上げましたが、既に終了している第四小学校を除く全小学校の体育館の耐震工事及び全小学校普通教室と図書室の冷房化工事を平成23年度補正予算に前倒しして24年度のなるべく早い時期に完成させる予定でございます。このように、児童の安全を最優先に考え予算計上いたしております。

351ページをお開きいただきたいと存じます。

2 中学校環境整備事業費は280万円で、対前年度比1,676万4,000円の減額であります。第二、第三中学校耐震診断に係る委託料の減が主な理由であります。小学校同様すべての中学校におきまして、校舎並びに体育館の耐震化工事が終了す

る予定でございます。

続きまして、390ページをお開き願いたいと存じます。

5項保健体育費、3目学校給食費は、本年度3億8,672万2,000円で、前年度より380万4,000円の減額であります。引き続き、安心・安全な給食提供に努めてまいりたいと考えております。なお、ご心配をいただいております放射能対策といたしまして、年4回の食材等安全検査委託料を計上いたしております。

続きまして、395ページをお開き願います。

3の学校給食施設建設事業費でございますが、新給食センター建設用地地盤調査委託料173万8,000円を計上いたしております。答申をいただきました桜が丘市民広場の東側を第1候補として、現在利用者団体と調整を図っております。この結果によりまして、住民説明及び議会報告等を行い早期建設に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、引き続きまして社会教育部の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、教育費歳入抜粋の1ページをお開きいただきたいと思います。なお、内容につきましては主なものとさせていただきます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料であります。3節社会教育使用料は、郷土博物館観覧料102万円と公民館全5館の使用料84万4,000円の計上であります。2件とも昨年とほぼ同額となっております。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

14款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金、5節保健体育費補助金は2件ございまして、いずれも国体に関する新規計上でございます。1つ目は、国体競技別リハーサル大会運営費補助金1,049万2,000円でありまして、今年の11月に開催を予定しておりますリハーサル大会のための経費であります。もう一つは、その下競技普及啓発事業費補助金56万円でありまして、市民に対する啓発に当てるための経費でございます。

一番下ですが、3項委託金、6目教育費委託金、2節社会教育費委託金、文化財保護・保存事務交付金は2万円の計上ではありますが、昨年と同額であります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2節物品貸付収入は、中央公民館の電子複写機の貸付収入6万円並びに印刷機の貸付収入46万4,000円であります。

その下になりますが、2項財産売払収入、2目物品売払収入、1節物品売払収入の社会教育課、市刊行物売払収入の16万円につきましては、社会教育課で販売しております東大和市市史等の収入であります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

19款諸収入、5項雑入、1目1節雑入は3課で11件ございます。社会教育課では具体的にまず郷土博物館であります。講座参加者負担金3,000円、それから運動施設これは具体的に、警視庁桜が丘グラウンド並びに立川の自衛隊学校の施設の利用者負担金5万4,000円、それから小学生ボウリング教室での参加者負担金2万5,000円、国体のリハーサル大会に出場する60チームに納入をしていただきます競技団体負担金120万円、そして郷土博物館の電子複写機使用料9,000円あります。

2つ目です。中央公民館につきましてでございますが、電子複写機使用料の30万4,000円と電話使用料1,000円、事業用賠償責任保険料の返還金1,000円、事業用傷害保険料返還金1,000円あります。この保険の返還金は、保険会社の方針が平成22年度から変更となり、行事などで参加人数の増減に伴い余分な保険料が生じた場合に精算し、一部保険料が返還されるということから計上しております。

それから、その下3つ目としまして中央図書館です。電子複写機使用料27万6,000円と電話使用料4,000円あります。

最後にその下ですが、2目1節弁償金は中央図書館の資料弁償金1,000円あります。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

教育費抜粋予算書の356ページをお願いいたします。

10款教育費、4項社会教育費は6億4,797万6,000円あります。こちらは昨年度に比べ383万8,000円の減額で、率にして0.6%の減となっております。

その下、1目社会教育総務費4億2,249万8,000円は昨年度に比べ3,317万2,000円の増額で、率にして8.5%の増となっております。

右側のページをご覧くださいと思います。

事業番号2 社会教育事務費は154万円で、昨年度に比べ327万5,000円の減額で67.9%の減となっております。主な理由としましては、昨年委託料で東京都の緊急雇用創出事業臨時特例補助金を活用して、社会教育施設8箇所の樹木を剪定いたしました。その補助金がなくなりましたことから、それぞれの施設での計上となり、ここの事務費からは減となったものでございます。

その下、事業番号3 社会教育委員活動費166万5,000円は、昨年度に比べ6万1,000円の減額で3.5%の減となっております。事業内容につきましては、昨年度とほぼ同様の内容ですので説明を省略させていただきます。

359ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号4 成人式事業費82万3,000円は、昨年に比べ2万4,000円の減額で2.8%の減となっております。事業内容につきましては、昨年度と同様の内容ですので説明を省略させていただきます。

その下、事業番号5 社会教育団体育成事業費609万7,000円は、昨年に比べ49万円の減額で7.4%の減となっております。減の主な理由としましては、昨年度まで計上しておりました12節役務費の指導者賠償責任保険料につきまして、全庁的にまとめて保険をかけることになりましたことからその分が減となっております。

その下、事業番号6 文化財保護・保存事業費811万5,000円は、昨年に比べ108万円の増額で15.4%の増となっております。増の主な理由としましては、8節報償費、文化財事前調査員報償並びに旧変電所、慶性門等の樹木剪定除草委託料が増えたことによるものであります。

続きまして、361ページをお願いいたします。

事業番号7 文化施設管理費3,664万9,000円は3,291万4,000円の増額で883.6%の増であります。増の主な理由としましては、（仮称）東大和郷土美術園の土地の購入費3,485万7,000円に伴います測量委託料等であります。

続きまして、364ページをお開きいただきたいと思います。

これより公民館の説明をさせていただきます。

2目公民館費は7,076万5,000円で、昨年に比べ4,216万1,000円の減額で、率にして37.3%の減となっております。

右側のページをお願いいたします。

事業番号1 中央公民館事業費3,494万6,000円は、昨年に比べ4,548万8,000円の減額で56.6%の減となっております。減の主な理由としましては、昨年度行いま

した中央公民館の空調工事、こちらの経費4,998万円が皆減となっております。
今年度の特徴としましては、中央公民館におけます耐震診断の調査委託料483万円を計上しているところでございます。

続きまして、369ページをお願いいたします。

事業番号2 南街公民館事業費312万2,000円は、昨年に比べ2万5,000円の増額で0.8%の増であります。内容的にはほぼ昨年同様でありますので説明は省略させていただきます。

続きまして、371ページをお願いいたします。

事業番号3 狭山公民館事業費1,877万3,000円は、昨年に比べ320万1,000円の増額で20.6%の増であります。主な理由といたしましては、中央公民館同様に委託料ですが、耐震診断調査委託料325万5,000円を計上しております。

続きまして、373ページの事業番号4 蔵敷公民館事業費から375ページの事業番号6 上北台公民館事業費までは、内容がほぼ昨年同様でありますので説明を省略させていただきます。

続きまして、376ページをお願いいたします。

これより図書館費でございます。

3目図書館費は1億1,314万9,000円で、昨年に比べ5万5,000円の減額で0.1%の減となっております。

右側のページをお願いしたいと思います。

事業番号1 中央図書館管理費7,124万円は、昨年に比べまして209万8,000円の増額で3.0%の増となっております。今年度の特徴といたしましては、市民からの要望の多い桜が丘図書館の月曜日を開館するために必要となる2人分の賃金56万8,000万円が含まれた経費となっております。

379ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号2 中央図書館事業費2,670万1,000円は、昨年と比べ244万9,000円の減額で8.4%の減となっております。減の理由としましては、昨年度計上しました新聞記事データベース作成委託料235万2,000円がなくなったことによるものであります。

続きまして、381ページをお願いいたします。

事業番号3 桜が丘図書館事業費及び事業番号4 清原図書館事業費につきましては、ほぼ昨年と同様でありますので説明を省略させていただきます。なお、桜が

丘図書館につきましては、先ほどご説明いたしました月曜日開館に伴います1人分の賃金28万4,000円が含まれております。

続きまして、382ページをお願いいたします。

これより郷土博物館費でございます。

4目郷土博物館費4,156万4,000円は、昨年に比べ520万6,000円の増額で14.3%の増となっております。

右側のページをお願いいたします。

事業番号1郷土博物館管理費3,352万1,000円は、昨年に比べ502万4,000円の増額で17.6%の増となっております。増の理由といたしましては13節樹木剪定委託料93万5,000円と15節非常照明用蓄電設備交換工事費294万円を計上したことによるものであります。

続きまして、385ページをお願いいたします。

事業番号2郷土博物館事業費804万3,000円は、昨年に比べ18万2,000円の増額で2.3%の増となっております。内容につきましては、昨年とほぼ同様でありますので説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、386ページをお願いいたします。

5項保健体育費は5億9,854万1,000円でありまして、昨年に比べ4,945万9,000円の増額で、率にして9.0%の増となっております。

その下、1目保健体育総務費9,578万7,000円は5,012万8,000円の増額で109.8%の増となっております。

右側のページをお願いいたします。

事業番号2社会体育事務費120万3,000円は、昨年に比べ4,000円の増額で0.3%の増となっております。内容につきましては、昨年とほぼ同様ですので説明を省略させていただきます。

その下、事業番号3、こちらはこれまで体育指導委員でしたが名称が改まりまして、スポーツ推進委員になっておりましてその活動費でございます。その活動費334万8,000円は、昨年に比べ33万2,000円の増額で11.0%の増となっております。今年スポーツ推進委員の任期がえでありますことから、消耗品費の中で新しい委員へのトレーニングウェア購入代34万7,000円を計上しております。

恐れ入りますが、389ページをお願いいたします。

事業番号4スポーツ振興事業費1,125万7,000円は23万6,000円の増額で2.1%の

増となっております。今年度の特徴としましては、平成25年に開催されます国体のPRを兼ねました小学生ボウリング教室の開催委託料202万5,000円を計上しているところでございます。

その下、事業番号6 スポーツ祭東京2013運営事業費2,433万7,000円は新規計上であります。内容といたしましては、11月1日から4日間行われます国体のリハーサル大会であります内閣総理大臣杯、文部科学大臣杯争奪第41回全国都道府県対抗ボウリング選手権大会に係る経費であります。54年ぶりに東京で開催されます国体を成功させるためにも、この予算を有効に執行し、そして来年の本大会につながるよう準備をまいります。

恐れ入りますが、390ページをお願いいたします。

2 目体育施設費 1 億1,603万2,000円は、昨年に比べ313万5,000円の増額で2.8%の増となっております。

右側のページをお願いいたします。

事業番号1 体育施設運営費9,561万7,000円は、昨年に比べ14万4,000円の減額で0.2%の減となっております。内容につきましては、ほぼ昨年と同様ですので説明を省略させていただきます。

その下、事業番号2 市民体育館管理費2,041万5,000円は、昨年に比べ327万9,000円の増額で19.1%の増となっております。増の理由といたしましては、14 節使用料及び賃借料、市民体育館の用地借上料が年間で108万4,000円高くなったことと18 節備品購入費258万7,000円を計上したこととであります。この備品購入費につきましては、今年の7月に第46回東京都市町村総合体育大会の卓球大会が東大和市で開催されますことから、新しく卓球台を18台購入するものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 二、三歳出に関してお願いとかお伺いとかしたいと思います。

3月に小学校、中学校の卒業式に出席してまいりましたが、卒業記念品が少し変更されたのかなと思っております。335ページ、小学校卒業記念品その他、それから347ページ、中学校の卒業記念品と今年度もまた子どもたちに有効活用してもらえるように記念品を検討していただけたらと思っております。

2つ目ですが、339ページから341ページにかけて、第八小学校の校庭の芝生化、これも予算をしっかりと取りいただきましてありがとうございます。また、今後の見通しなどをお聞かせいただけたらよろしく願いいたします。

次に、すみませんあちらこちらちょっと飛ぶかも知れませんが、395ページ、先ほど教育長のご説明の中に桜が丘市民広場を第1候補として取り組んでいきますというご説明をいただきまして意を強くしたところです。給食センター一日も早く実現するといいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今のところ3点です。

○鈴木委員長 教育長。

○小島教育長 私のほうから2件お答えをさせていただきます。

まず339ページから341ページの第八小学校の芝生化の関係です。芝生化につきましては、第四小学校で完了しております。来年度第八小学校の芝生化をすると。今後の見通しでございますが、第四小学校で総額約1億円程度かかっているということで、事業費及び維持管理費にかなり経費はかかります。そういった意味で、東京都の補助金をうまく利用した中で進めたいというふうに考えております。今、次の学校はどこというところはまだ確定しておりませんが、東京都の補助金見合いで希望のあるところと調整をしていきたいというふうには考えております。昨日の予算特別委員会の中で、委員の中からは維持経費がかかるから費用対効果で見直したほうがいいのではないかというような意見も出ておりますので、その辺もなるべく維持経費をかけない中で、うまく芝生を管理できればなと考えているところでございます。

それから、395ページの桜が丘市民広場を第1候補で給食センターをというところでございます。もう40年経っている第一、第二センターは、老朽化しておりますので一日も早くというところ、それから個々食器とかアレルギーに対する対策という意味でも一日も早いセンターの建て替えが求められておりますので、現在は先ほどご説明いたしましたように、利用者団体の方と調整をしているというところでございますので、何とかそのところをうまく調整を図って早く建て替えに結びつけたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育課長。

○田代学校教育課長 予算書の335ページ、小学校運営費の8報償費、卒業祝記念

品、そして予算書の347ページ、中学校運営費の8報償費の卒業祝記念品のところですが、これまで何年か小学校につきましては電卓つき筆記用具セット、そして中学校につきましてはシステム手帳という形で卒業記念でお渡しをしていたところでございます。昨今、携帯電話とかが普及しまして、予定などもそういうもので管理できるようになってそろそろ見直したほうがいいのではないかとということで内部でも話がありまして、それで今回小学校も中学校もステンレスボトルにさせていただきました。ここに決定するまでに至った経過なんですけれども、小学校校長会、そして中学校校長会のほうにお話をさせていただきまして、校長先生の中で必要と思われるものを候補として上げていただきまして、それに決定させていただいたというような経緯になっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

では、私のほうから3点ですが、学校教育部のほうで来年度は工事が大変ピークに達するような年度になると思いますが、どうか建築課のほうで頑張っていていただいてお願いしたいと思います。

また、各学校の協力がなければ円滑に運ばないと思いますので、学校の協力を求めて気持ちを合わせて子どもたちの安全を確保してやっていただきたいと思います。

社会教育部のほうですが、社会教育部の施設も耐震診断を2箇所ですか予算を組んでいただいております。結果によって対応するさまざまなことが起きてくると思いますがよろしくお願いします。

それで、社会教育部のほうで1点質問ですが、データベース委託料減額というかゼロになりましたね、その理由をちょっとわかりましたら教えてください。

図書館長。

○野口中央図書館長 昨年度は緊急雇用の補助金を使いまして、新聞を電子化するためにやったんですけれども、それが完了しましたのでその減額という形になります。昨年度で終わりましたので24年度は減ということでございます。

以上です。

○鈴木委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 第11号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について

○鈴木委員長 ここで会議の非公開についてお諮りいたします。

日程第6、第11号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免については、人事案件であることから、会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 賛成者全員。

よって、会議は非公開といたします。

さらに、本日の会議録及び会議資料の取り扱いにつきましてお諮りいたします。

本案の会議録及び会議資料につきましては、平成24年4月1日までの時限秘としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いをいたします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

日程第6、第11号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第11号議案 東大和市教育委員会事務局

職員及び教育機関職員の任免についてにつきましてご説明申し上げます。

本件は人事案件であります、平成24年3月22日付で内示がございましたのでご説明申し上げます。

まず、学校教育部参事兼指導室長事務取扱の今城徹が平成24年3月31日付で東京都に帰任いたします。

次に、4月1日付異動で、社会教育課長の佐伯芳幸が市長部局に出向いたします。

次に、新しく教育委員会の職員となる者といたしまして阿部晴彦が学校教育部長に、東京都からの派遣で石井卓之が学校教育部参事兼指導室長事務取扱に、また村上敏彰が社会教育課長になるものであります。

教育委員会内部異動者兼務等といたしまして、給食課長兼主査計画担当兼第二給食センター所長事務取扱の梶川義夫が4月1日から兼給食係長兼第二給食センター所長事務取扱に、社会教育部副参事（国体準備担当）、高橋宏之が4月1日から社会教育部副参事（国体推進担当）に、中央図書館長の野口弘が4月1日から中央図書館長兼管理係長事務取扱となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第11号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第11号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を承認と決めます。

ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

◎日程第7 第12号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について

○鈴木委員長 日程第7、第12号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、

本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第12号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在、委嘱しております学校歯科医の任期が平成24年3月31日で満了いたしますことから、新たに平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間の任期で委嘱するものであります。

委嘱する学校歯科医の方々は名簿のとおりでございます。全員再任となっております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第12号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第12号議案 東大和市立学校学校歯科医の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第8 第13号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について

○鈴木委員長 日程第8、第13号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第13号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在、委嘱しております学校薬剤師の任期が平成24年3月31日で満了いたしますことから、新たに平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間の任期で委嘱するものであります。

委嘱する学校薬剤師の方々は名簿のとおりであります。名簿の中で第六小学校の小林英子氏、第七小学校の高濱佑見子氏及び第四中学校の小田切みずほ氏を除きましては再任となっております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、第13号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第13号議案 東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第9 第14号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について

○鈴木委員長 日程第9、第14号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第14号議案 東大和市立学校産業医の委嘱についてにつきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、東大和市立学校産業医2名、第一中学校産業医、市立学校衛生運営委

員会産業医の任期満了に伴う更新の手続を行うものであります。

委嘱するに当たりましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号により、教育委員会の議決を経て教育長が行うとされております。このことから、今回提案をさせていただくものでございます。内容につきましては資料のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第9、第14号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第14号議案 東大和市立学校産業医の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第10 第15号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第10、第15号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第15号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在のスポーツ推進委員の任期は、本年3月31日をもって任期満了となりますことから、次期の委員についてご提案申し上げるものでございます。

スポーツ推進委員は、東大和市スポーツ推進委員に関する規則第2条に基づき、東大和市におけるスポーツの推進に係る整備を図るため、社会的信望がありスポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する

方々であります。ご提案いたしました委員につきましては、お手元の議案書に記載のとおり11人の方で全員が再任であります。

なお、任期は平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第10、第15号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第15号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第11 第16号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について

○鈴木委員長 日程第11、第16号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第16号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在の郷土博物館協議会委員の任期は、本年3月31日をもって任期満了となりますことから、次期の委員についてご提案申し上げるものでございます。

今回の委員の選出につきましては、平成24年第1回東大和市議会定例会における条例改正を踏まえ、東大和市立郷土博物館条例第8条第4項により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある

者のうちから、その人数の均衡に配慮して任命することになっております。ご提案いたしました委員につきましては、お手元の議案書に記載のとおり10人の方で、そのうち7人が再任、3人が新任となっております。

なお、任期は平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第11、第16号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第16号議案 東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について、本件を承認と決めます。

◎日程第12 第17号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について

○鈴木委員長 日程第12、第17号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第17号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

現在の図書館協議会の委員は、本年3月31日をもって任期満了となりますことから、次期委員の任命につきましてご提案申し上げるものであります。図書館協議会委員は、東大和市立図書館協議会条例第3条により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者のうちからその人数の均衡に配慮して任命することとなっております。ご提案いたしました

委員10名につきましては、そのうち8名が再任となっております。

なお、任期は平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第12、第17号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第17号議案 東大和市立図書館協議会委員の任命について、本件を承認と決します。

◎日程第13 第18号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の全部を改正する規程

○鈴木委員長 日程第13、第18号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の全部を改正する規程について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第18号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の全部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本規程は、心身に障害がある者、その他の教育上の特別な支援が必要な者に対して、適正な就学等について検討するための委員会の設置等について定めたものです。具体的には、児童・生徒の適正な就学先として特別支援学級、固定制への就学や通級指導学級の入級、都立特別支援学校への就学などについて検討するための委員会として、これまで就学指導委員会として設置してきたものであります。

今回の改正の主な点を申し上げますと2点あります。

1点目は、委員会の名称を東大和市心身障害児就学指導委員会から東大和市就学支援委員会に変更いたしました。これは、本委員会が障害の診断がない児童・生徒についても対象としていることや、就学相談を進めていく上では保護者の意向を聞きながら相談を進めていくため、就学先を保護者に一方的に指導する就学指導ではなく、保護者とともに就学先や就学後の支援を考える就学支援として行うため、このたび委員会の名称を変更するものであります。

2点目は、会議の回数の増加に伴い委員の負担を減らすため委員の人数を増やすとともに、委員会の中に就学判定会議と通級、入級判定会議を置き、委員のうちから指名された者がその都度その会議に出席することにいたしました。

この2点の改正にあわせて、本規程の全文の見直しを行った結果、規程の全部を改正するものであります。資料として、つけさせていただきました新旧対照表をご覧ください。

改正後の条文をもとにご説明させていただきます。

まず、規程の題名ですが、「東大和市心身障害児就学指導委員会規程」を「東大和市就学支援委員会規程」に改めたものであります。

第1条につきましては、委員会の設置について定めたものでありますが、委員会の対象について、条文の中に就学予定者を加えたことや障害の診断がなく支援が必要とされる児童・生徒も就学相談の申し込みを受けることから、「心身の障害のある児童・生徒」を「心身の障害のある者その他教育上の特別な支援が必要な者」と改めたものであります。

第2条につきましては、委員会の所掌事務について定めたものでありますが、本委員会の現在の運営にあわせて文言を整理したものであります。

第3条につきましては、委員会の委員について定めたものであります。就学相談への申し込み件数が増えていることから、委員の人数を増やすことで委員1人当たりの参加回数を減らし、委員の負担軽減を図るものであります。

第4条につきましては、委員の任期について定めたものでありますが、文言を整理したものであります。

第5条につきましては、委員会の委員長及び副委員長について定めたものでありますが、文言を整理したものであります。

第6条につきましては、委員会の会議について定めたものでありますが、「要

支援児童の就学に関する判定会議」を「就学判定会議」とし、あわせて改正前の第9条に定めていた「通級指導学級入級に関する判定会議」を「通級入級判定会議」として整理するとともに、各会議の構成委員数等について定めたものであります。

第7条につきましては、第6条の改正にあわせて文言を整理したものであります。

第9条につきましては、委員会の庶務について定めたものでありますが、文言を整理し改正前の第9条の削除に伴い改正前の第10条から第9条に繰り上げたものであります。

第10条につきましては、改正前の第11条から第10条に繰り上げたものであります。

最後に附則であります、この規程の施行日を平成24年4月1日とし、施行後の経過措置を定めたものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 文言の整理並びに変更等とても私は前向きな変更であると受け止めさせていただきました。それで、支援委員会の委員数も現行より大幅に増員をして会議等の増加に関わる負担を少なくするという取り計らいだと伺いました。これも前向きなことでとてもいいことだと思います。それで1点お尋ねいたします。

現行と改正案との比較のプリントの二、三枚目のところですが、現行では委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。またその下、委員会の議事は出席委員の過半数をもって決しと、過半数ということに重点を置いているようですが、これの改正案ではその横、就学判定会議はおおむね委員18人をもって構成する。それから、4のところを通級入級判定会議は、おおむね委員8人をもって構成するという文言に改められておりますが、この辺の意図をお聞かせいただけたらと思います。

○鈴木委員長 学校教育課長。

○田代学校教育課長 新しい規程のほうなんです、今の新旧対照表で申し上げますと、第6条第2項と第4項のおおむねの取り組みだと思います。その下の第5

項の就学判定会議及び通級入級判定会議は、委員長がその都度委員を指名してとありまして、会議の都度必要なおおむね18人程度の人を指名するというような形になっております。会議の都合というのがありますので、その都度メンバーの負担を減らすために変わってくるということになっております。その関係で特定された委員がその会議につきまして、過半数いないと会議が成立しないという実態よりは、指名された方がほとんど来ていただけるような状況になっていまして、そこは特段必要ないだろうということでございます。

それと、改正前の3項のほうで、出席委員の過半数をもってとありますけれども、改正後の3項にありますように、就学判定会議におきましては、要支援児童等の就学に係る事項を検討する場合は、行動観察、診察、面接という形でそれぞれの担当に分かれてやっているわけなんです。ですので、それぞれ一人一人の委員が判断してやるというよりは、その部門部門に分かれて判断して一つの意見をまとめるという手続を踏んでおりますので、ここでも過半数という今の現状と違うというところで省略をさせていただいたという形になっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

私のほうから1点。

就学指導委員会の運営についてですけれども、判定は委員の考えやさまざまな資料に基づいて客観的に判定するんだと思いますが、この委員会にかける子どもの希望、保護者の希望を事前に聞くのかどうか。そしてもしも聞いている場合にそれを尊重する、聞くという意味は尊重するという意味なのかなとも思ったりするんですが、その辺はどうなのでしょう。

学校教育課長。

○田代学校教育課長 申し込みを受け付けるときにヒアリングをしております。かなり時間をかけてそのお子さんの状況だったり、保護者の方の意向を聞いているところです。ですので、保護者の意向としまして例えば固定学級に行きたいとか、通級学級に行きたい、そういう意向は確認をしているところでございます。

また、就学指導委員会の最中に面接という部分があるんですけれども、そこは保護者とこちら側の担当の者が面接するという形で、そこでも保護者の意向を確認しております。

それに対して、就学先の決定にあたりまして、そこが尊重されるのかという部

分でございますけれども、実際に医師が入ったり、行動観察ということで特別支援学級の先生方がそのお子さんの状況を見まして、その中で適切な就学先を決めておりますので、すべて保護者の意向、あるいはそれを尊重して決定するかというところではありませんで、医学的なもの、これまでの行動を含めた問題、社会性の問題とかを踏まえた中で一番適切な就学先を決めているという内容になっております。

以上です。

○鈴木委員長 今、課長が説明したようなことは保護者にも説明がついているかどうかということです。というのは、私がなぜこの質問をしたのかというと、保護者や本人は希望を言っているんだからこれが通るのが普通じゃないかという、そういう前提で就学委員会にかけているかと思うんです。ですから、私は今の課長の説明でいいと思うんですけれども、この就学指導委員会の趣旨をきちんと先に保護者にも、必要であれば本人にも説明をして客観的な判定が出るんだということを徹底してほしいと思うんです。就学指導委員会にかけるときに、親も本人も就学先をここって強くお願いしているのに、なぜそれと違う判定が出たのか疑問だという声が聞こえていますので、その辺の運営をちょっと心配りしていただいたほうがいいかと思うんですけれども。

学校教育課長。

○田代学校教育課長 今、委員長からご指摘がありましたように、私どもも就学指導委員会の判定の結果を保護者に伝える場合に、そういう保護者の方からそういうご意見をいただくこともあります。ですので、今内部でいろいろ話をしているんですけれども、一番最初のきっかけ、例えばお話を聞く段階で就学指導委員会はこのようものであるということをきちっとご説明する必要があるだろうと。今までやってきたわけなんですけれども、もっとより積極的に例えば紙を用意してペーパーの中でちゃんと教える、そういうやり方も必要ではないかと思っておりますので、今のご意見も踏まえましてこれから新年度に入りますので今後の説明も十分尽くしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

判定は専門家が見て最適なところを就学先に示すと思うんです。ですから、保護者の意向や子どもの意向は、特に判定には影響しないということの説明が必要

だと思いますので、重ねて申し上げましたけれどもよろしくお願いします。後々のトラブルを招かないために、そういうことが必要だと感じましたのでお願いします。

ほかにありませんか。

小泉委員。

○小泉委員 通級入級判定についてお尋ねします。

この通級入級に関しては、申し入れとしては保護者側からと後は学校、教育委員会サイドからとの両方向あるんでしょうか。

○鈴木委員長 学校教育課長。

○田代学校教育課長 申し出そのものは保護者から直接いただくという形になっております。ただ、現状を見て通級に必要なお子さんにつきましては担任の先生や周りの方がすすめるということがありますので、それを踏まえて申し込みがあるという形になっております。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 今、ちょっとこの質問をさせていただきましたのは、面接の場において学校側とか担任の先生から、この子はちょっと普通学級では難しいのでというような申し入れがあって面接に臨まれたときに、保護者がそれだけでなくもそういった通級に行ったらいかがですかなんて言われて、親としては普通でない心境になっているところに、とても威圧的な空気を感じる面接に臨んだというような話も聞いたことがありますので、そのあたりの状況というのはいかがなんでしょうか。

○鈴木委員長 学校教育課長。

○田代学校教育課長 この面接というのは、就学指導委員会の中の面接ということであれば、保護者の意向をお聞きするというのでその面接をやっておりますので、おっしゃっているような威圧的なところではないかなとは思っております。

ただ、確かに判定をお伝えするときに、どうしても保護者の意向と違うときにはなかなかご納得できないようなケースもありまして、どうしてもお伝えするときに保護者の意向と違うところで説得するのに大分お時間がかかるというようなこともありまして、そこでもしかしたらもう決まったことですのでというような形で威圧的にとられることもあるのかなと、今想像しているところでございます。

ただ、保護者の方も幾ら担任の方が行きなさいと言っても最終的にはご納得されないといけないものでもありますし、私どもも、もしそうやって威圧的な面があるというご指摘があるようでしたら、事前の説明をきちんとするということが必要だと思いますので、より以上に、これまで以上に丁寧な説明を尽くしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 私が今質問させていただいたのは、就学での通級の件なんですけれども、今申し入れは保護者からと学校、担任から両方からあるというご説明をいただきましたので、後々担任の先生と気まずいような形になることのないように学校にうまく子どもも親も足を運べるようないい関係を残して、このようなことに対処していただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 学校教育課長。

○田代学校教育課長 最終的には、保護者の申し出というところでございますけれども、説明をしてお互いに信頼関係がないとその後のお子さんの支援というのがうまくいかないと思いますので、相手側の信頼を得られるように私ども職員も研修あるいは啓発をしながら、尽くしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ちょっと私の考え、今のお話で。私も就学指導委員会に関わったことがあるのでその体験から言うと、保護者と判定の結果が一致するというのはなかなか難しいんです。それから、学級担任で子どもを見てこの人は通級に通ったほうが学力がついてプラスになると思っても、その説得の仕方というのがあって、課長が言ったように信頼関係がないと教育的な配慮で説得しても威圧的に言われたというふうに受け止められてしまう場合があるかと思うんです。

ただ、さっき課長もおっしゃったけれども、就学指導委員会に入っている方々はそれぞれその道の専門家であって、保護者や子どもに威圧的に押しつけるようなことを言うということはまずあり得なかったと僕は思うんです。ですから、そういう配慮が十分できる方が委員さんになってくれていると思うんですけれども、判定の結果を持っていったときに保護者の方が自分の気持ちと合わないときに、さまざまなことを感じて、さまざまなことをおっしゃるということはあると思うし、そういう例もたくさん伺ってはいるので慎重の上にも慎重に相手の気持ちに

なって接するということに心がけてやっていただければいいんだと思います。

ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第13、第18号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の全部を改正する規程について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第18号議案 東大和市心身障害児就学指導委員会規程の全部を改正する規程について、本件を承認と決めます。

ここで約5分間休憩させていただきます。

午後 3時45分休憩

午後 3時48分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続いて審議を再開いたします。

◎日程第14 第19号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部 を改正する規則

○鈴木委員長 日程第14、第19号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第19号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成24年第1回東大和市教育委員会定例会で東大和市立公民館条例の一部改正に係る意見の申し出についてにつきましてご審議いただき、その後平成24年第1回東大和市議会定例会で可決された内容であります。そして、平成24年4月1日から東大和市立公民館条例の一部改正が施行されることに伴い、文言の整理として東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正するものであります。

主な改正内容でございますが、東大和市立公民館条例第4条第1項中公民館運営審議会を東大和市立公民館運営審議会に改めることから、東大和市立公民館条例施行規則第6条第1項中公民館運営審議会を東大和市立公民館運営審議会に改めるものであります。

なお、附則でございますが、この規則の施行日を平成24年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第14、第19号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第19号議案 東大和市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第15 第20号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第15、第20号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 ただいま議題となりました第20号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

平成24年4月1日より、東大和市及び武蔵村山市の図書館の相互利用を始めることになりましたことから、また平成24年4月23日から東大和市立桜が丘図書館において月曜日開館を実施することになりましたことから、東大和市立図書館運

営規則の一部を改正するものであります。

お手元の資料をご覧くださいと存じます。主な改正内容でございますが、図書館の相互協力により、東大和市以外に居住している方が東大和市の図書館を利用できる場合は、今までは東村山市の区域内に居住する個人の方でしたが、今後は武蔵村山市内に居住する個人の方も利用できるようにするものであります。

なお、東村山市と当市の図書館の相互利用につきましては、平成15年度から実施しております。

また、現在図書館の休館日は中央館が毎週火曜日及び第3木曜日、地区館が月曜日、火曜日及び第3木曜日となっておりますが、以前から市長への手紙や図書館への声により、地区館のうち桜が丘図書館の月曜日の開館の要望が多く寄せられておりました。そこで利用者の利便性を図るため、桜が丘図書館の月曜日開館を実施するものであります。

内容についてご説明申し上げます。

第3条第1項図書館奉仕を受けることができる者は、東大和市内に居住し、または通勤し、もしくは通学する個人、東大和市内に所在する機関、事業所及び団体並びに東村山市内に居住する個人とするでありましたが、これを図書館奉仕を受けることができる者は次の各号のいずれかに該当する者とするとし、第1号として東大和市の区域内に居住し、または通勤し、もしくは通学する個人。第2号として東大和市内の区域内に事務所または事業所を有する個人及び団体。第3号として東村山市または武蔵村山市の区域内に居住する個人と定めるものであります。

また、桜が丘図書館の月曜日開館の実施に際しまして、東大和市立図書館運営規則の開館時間及び休館日の条項であります第4条関係の別表中、図書館の定期休館日を中央館は毎週火曜日とする。地区館は毎週月曜日及び火曜日とするを毎週火曜日とする。ただし、地区館のうち東大和市立清原図書館については毎週月曜日及び火曜日とするに改めるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第15、第20号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第20号議案 東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決します。

◎日程第16 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第16、その他報告事項を行います。

報告事項（1）東大和市小・中学校の適正規模及び適正配置等のあり方について（緊急提言）について、本件の報告をお願いいたします。

教育長。

○小島教育長 東大和市立小・中学校の適正規模及び適正配置等のあり方について（緊急提言）、こちらにつきまして内容のご説明をさせていただきたいと存じます。

東大和市学校規模等のあり方検討委員会は、市立学校全体の適正規模及び適正配置等のあり方について調査検討をするため、平成21年8月に設置された委員会であります。あり方検討委員会は、学識経験者5名と公募の市民3名の合計8名で構成されており、平成22年1月から今年の2月まで合計19回の会議を開催して議論を重ねてまいりました。あり方検討委員会における調査検討につきましては、来年度以降も継続していただくことになっており、今後市立学校全体の調査検討結果を報告書として取りまとめていただく予定となっております。ところが、喫緊の課題となっております第八小学校の児童数の増加に対する対策につきまして、このたび緊急提言がなされたものであります。それでは、緊急提言の具体的な内容につきましてご説明させていただきます。

あり方検討委員会の推計によりますと、第八小学校では平成29年度までに8教室の不足が見込まれておりますので、この対策につきまして3つの選択肢が優先順位をつけて提言されました。

優先順位1につきましては、第八小学校、第十小学校の両校において校舎の増築を行うとともに、通学区域の変更、具体的には第八小学校の通学区域内に設置されております調整区域の一部を第十小学校の通学区域に変更するものでありま

す。調整区域は、第八小学校の通学区域内に設置されている保護者が希望すれば第十小学校にも通学できる地域で、玉川上水駅に近く大規模集合住宅が多数建設されている地域です。詳しくは、緊急提言の5ページをご覧くださいと存じます。

優先順位の2につきましては、第八小学校のみで校舎の増築を行い通学区域の変更は行わないとするものであります。

優先順位3につきましては、調整区域の全部を第十小学校の通学区域に変更した上で、第十小学校のみで校舎の増築を行うとするものであります。この緊急提言を受けて、今後教育委員会においてどの対策を実施するのか検討することとなりますが、財政措置が必要なことから市長部局と連携を取り対応したいと考えております。

なお、参考資料といたしまして、現段階における市立学校全体の調査検討結果をまとめました報告書（案）が添付されております。この報告書は、あくまでも現段階における案であり、来年度の調査検討により今後修正されることとなりますが、あり方検討委員会ではこの最終報告書の取りまとめに向け来年度も引き続き調査検討していただくことになります。

最後になりますが、今回の緊急提言及び添付資料の報告書（案）につきましては、あすの議会最終日に全市議会議員へ資料送付をしたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 その他報告ですので簡単に述べさせていただきます。

まず、この東大和市学校規模等のあり方検討委員会によりますきめ細やかに、また詳細な資料をつけたの報告をいただけたということで、検討委員会の皆様本当にご苦労さまでしたと申し上げたいと思います。

私も日ごろ教育委員としまして、学校行事やまた公開授業それから学校訪問など学校へ足を運ぶ機会はたくさんございます。そして、学校の現状を拝見したり、また校長先生、副校長先生等のお話しなどもお聞きしてきました。それで、学校の施設が十分に教室が足りていないとか、子どもが増えてきたとかというお声は聞いてまいりましたが、黙って私たちがそれを見過ごしてきたわけでは当然あり

ませんで、こちらの報告（案）の一、二ページでしょうか、過去の経過も述べられておりますように、教育委員会としましていろいろと手を打ってはきましたが、予測をはるかに超えると言っても過言ではないかと思うほどに今大規模集合住宅の建設、また建設予定が始まっておりまして早急な対応を迫られているなど感じております。

このような緊急提言ということでもいただいたわけですが、教育委員会としましてもこれから十分に検討を重ね、対応を図っていただきたいと思いますが、簡単に何か今後の見通しなどお聞かせいただけましたらお願いいたします。

○鈴木委員長 教育長。

○小島教育長 あり方検討委員会のほうでは、本質的には全体のあるべき姿を検討するというのが大きな目標でございます。しかし、今小泉委員のお話にもございましたが、市の南西地域のマンション建設等に伴う児童・生徒の増加、それから35人学級が同時にスタートをしているというところで、1年生、2年生が35人、その推移を一応過程としましては一年一年、3年、4年、5年と進んでいくというような一応条件設定の中でクラスを出していく。それから、ここ何年か生まれた人を対象に、今ゼロ歳のお子さんが1年後に1歳という推計で人数を考えておりますので、先に行くとも実際にいない方になってしまうので推計ができないので、もう一年間その辺も加味しなければいけないと。

先ほどご質疑をいただきました特別支援の必要なお子さんに対する教室のあり方も東京都から各学校にみんな設けますよというお話が出たり、3校の中で1校を基準にして、ほかの学校に先生が回るといふところいろいろな案が出ております。確定のようではっきりしない部分がまだありますので、その辺のところをもう少し取り込んだ中で最終的な報告書の案はいただきたいということで、24年度も検討していただくということになっております。

ただ、それを待っていますと第八小学校及び十小、二小の区域の児童がこのままの推計で推移しますと教室が足りなくなるというおそれが出てまいります。その対応として1年だけとかというのであれば、特別教室の部分を有効に使うとか一定のクラスを多くするとかということでのしるのかもしれませんが、今お話しした8クラスとかということになりますと、とてもその対応はできない。増築をするということになりますと、足らなくなったから増築しようというときに、来年ぽん、今年ぽんというわけにはいきませんので、こちらの提言を先

にいただいて、いただいた内容がそのままいけるのかどうかというのは教育委員会でも十分にご審議をしていただいて、さらにお金の関係がございますので、市長部局とも一緒に調整を図って至急具体的な施策に入りたいというのが、私どもの考え方でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

緊急提言をいただくほどに差し迫った事柄になっておりますので、来年度に入りましたら必要に応じて懇談会などでも、よく内容を私どももこの資料について勉強させていただいて、具体的な取り組みをしていかなければならないと思いますので、また来年度に入りましたらよろしく願いいたします。

質疑を終了いたします。

報告事項（２）学校給食の口座再引き落とし処理の導入について、本件の報告をお願いいたします。

給食課長。

○梶川給食課長 それでは、お手元のその他報告資料２、１枚でございますがご覧いただきたいと思います。

この件につきましては、現在学校給食費の引き落としを月１回２０日と決めておりますが、２０日に引き落としができなかった方についても一度再度３０日をめどに引き落としをする仕組みを入れるというものでございます。この件につきましては、前１２月議会でも取り上げられまして、これから申し上げます目的に沿いまして導入するものでございます。

１番の導入の目的でございますが、今触れましたように当市の学校給食費につきましては、毎月２０日にゆうちょ銀行の口座に引き落としがかかることになっております。ところが、毎月２０日の引き落としで残高不足が生じたり、その後残高不足で引き落とせなかった方が給食センターなどに現金で納入する件数が毎回一定数見受けられます。

この理由でございますが、保護者の方のゆうちょ銀行への預金をうっかりした、忘れるというようなこともございますが、議会の中でもご指摘がありましたけれども、民間の給料日が２０日ではなく２５日前後ということが多々あるということで２０日では間に合わないというようなお声がございます。そうしたことから、こうした世帯の方々の引き落とし漏れ、それからその後現金をわざわざ持ってきてい

ただくことに伴います学校側や私たち給食センターの事務的な人件費を含めたコスト、それから現金を取り扱うことそのもののリスクそうしたものを回避しまして、保護者の方がわざわざ現金を持って納入する必要性のない利便性の確保、それからひいては最終的には給食費としてのその年の収納率の向上といったことを考え合わせまして、再引き落としをすることといたしました。

3番のところでございますが、再引き落としの日というのは納入月が決まっております、この納入月の20日というのは今までと変わりませんが、この20日に給食費が落ちなかった方については、その月の30日とさせていただきます。これに伴い変更の開始につきましては、新年度に入りました四、五月分の給食費から導入できればなと思っております。

今後の導入までのスケジュールでございますが、本日こちらの教育委員会の場で報告させていただきまして、4月の校長会で学校様のほうにご連絡させていただきたいと思っております。その後、各学校の事務員さんへの周知を図りまして保護者の方には個別に通知文書を送らせていただきたいと思いますと思っております。

本日、この資料の中段以降に参考として載せさせていただきました東大和市の学校給食センター給食費に関する規則の一部抜粋でございます。第6条の4項でございますが、ここに給食費の納入日というのは納入月の20日ということであってございます。それとともに第9条で補則といたしまして、この規則に定めるもののほかということで、別途定めることになっておりますが、市の法規担当のほうに相談いたしまして、本日資料2番のところでございますが、本体の規則は例外規則なので改正はしないで、第9条のところで別途起案で変更することであるということで調整してございます。

簡単でございますが以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

土田委員。

○土田委員 ダブル引き落としにするということで、コストはどのくらい増えるんですか。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 毎月20日にある人が給食費で落ちます。その方はもう30日は引き落としません。落ちなかった方のみが今おっしゃったように、ダブル引き落とし

と言いますか2回目の引き落としをかけます。これにかかるコストというのはかかりません。今まで20日の日に引き落としができた方のみ口座引き落とし手数料がかかっております。30日に再度引き落とした方についてのみ落ちた分の手数料がかかるということでございますので、全体のパイからすると変わりはないと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 真ん中ほどにあります参考、給食費の納入について伺います。

平成24年度の8月には4日ほど学校に子どもたちが来るという予定になっているかと思いますが、この8月4日間の給食費というのはどのように納入されていくのでしょうか。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 23年度から8月の第2学期の始業式の翌日から給食を配食できるようにいたしました。恐らく、通常でいけば8月は4日分給食が増えることになりました。23年度にこの配食数の拡大を用いるために、22年度に給食費の改定というのを行わせていただきました。8月に増えた分というのを全体の日数で増えた分で、全体が例えば200日あったものが204日に増えた場合に1食当たりの単価に年間の日数を掛けまして、それを11箇月で除して端数処理をいたしましたものが毎月給食費として引き落とされるものでございます。

したがって、8月の4日分というのは言ってみれば毎月の給食費の中に既にならして入ってしまっているということでございます。ですので、今回参考でつけさせていただきました学校給食センターの給食費に関する規則の第6条の第1項でございますが、納入月というのは確かに8月というのは入っておりませんが、これは事務的に8月分をわざわざ引き落としに追加するというものではなく、8月の4日分は月の給食日にならして入れることによって、落とす回数は今までと変わらない月で落とさせていただくというような処理にさせていただいております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

質疑を終了いたします。

報告事項（３）第22回多摩湖駅伝大会について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○佐伯社会教育課長 その他報告事項（３）第22回多摩湖駅伝大会について、A4の横型の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

去る3月20日春分の日、恒例の第22回多摩湖駅伝大会が晴天のもと212チームの申し込みの中、大会当日は多摩湖周回コースには2種目で137チーム、公園周回コースには7種目で64チームの参加があり健脚が競われました。大会では、けがや事故の報告等もなく、多摩湖周回コースの部では高校男子の部、また公園周回コースでは一般女子の部、中学女子の部においての3部門において大会新記録が出ました。

また、今回の大会の試みとして運営には初めて高校生のボランティア、東大和高校、東大和南高校、小平高校からあわせて42人のボランティアの協力を受けることができたこと、また東大和商工会のご協力によりまして模擬店を2店舗出店することができたこと、また駅伝大会のたすきに記録が速やかに出るようにチップというのを内蔵したものをたすきに入れまして、大会記録証が速やかに発行されたことなど新たな試みを取り組むことができました。

現在は、東大和市のホームページのほうでも大会記録が掲示されておりまして、現在は参加されたチームの方々への大会記録証の発送に向けて準備をしております。いろいろとご協力いただきありがとうございました。

以上です。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項（４）東大和市立郷土博物館資料複写サービス要綱の一部を改正する要綱について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○佐伯社会教育課長 その他報告事項（４）東大和市立郷土博物館資料複写サービス要綱の一部を改正する要綱について、A4横型の資料2ページでご説明をさせていただきます。

これは、郷土博物館の2階にございます情報サービス室内にあります電子複写機のコピー機でございますが、4月から新たにカラーコピーの機能のついたものをリースする予定でございます。これに伴いまして、要綱の第5条の部分を改正しまして、これまでのモノクロ料金のほかカラー複写料金の設定を追加することを別表に表し、ほか文言を整理したものでございます。郷土博物館が所蔵する資料をこれにより4月1日から新しいコピー機を使用することができ、サービスの向上につながるよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項(5)教育機関等へのPHS電話の設置について、本件の報告をお願いいたします。

学校教育課長。

○田代学校教育課長 その他報告事項の(5)教育機関等へのPHS電話の設置についてにつきましてご報告申し上げます。

お手元の資料をご覧くださいと思います。

災害時の対策として通信手段の複数化を図るために、株式会社ウィルコム of 固定電話型PHS「イエデンワ」を下記のとおり68箇所に設置しましたというご報告でございます。

まず1の概要でございますけれども、震災時携帯電話はつながりにくいという障害がありましたけれども、PHS電話は比較的つながったということで、非常時における通信手段の有効性が再認識されました。市にとりましても、そのような電話を導入することは非常に有用であるということで導入をしたものでございます。

2の導入施設でございますけれども、市立の小・中学校15校をはじめ公民館、図書館、博物館あるいはその他子どもたちが集まるような施設につきまして68箇所になりますが導入したものでございます。

3の使用開始時期ですが、3月下旬からとありますが3月26日付で各所管課のほうに配置をしております。

そして4の導入機器の特徴です。この「イエデンワ」なのですが、PHS電話ということで設置のための工事が不要です。通常はAC電源を使って使用するんですけども、乾電池を使用しますとどこでも持ち運びができるということで場所を選ばないという非常にメリットがあるということです。

また、設置に当たっての導入時のコスト、そして月額料金、そしてウィルコム電話同士、PHS電話同士の通話は全部無料になっておりますので、これを入れて学校間、あるいはこちらの事務局と学校の連絡を取り合うことも無料で通話ができますので、今までの電話料金の削減効果も期待できるというふうに考えております。

5の学校の保護者への周知ということで、新学期になりましたらこういう電話を入れましたというご連絡、ご報告だけはしたいと思っております。

また、昨日付で市議会議員の皆様にも情報提供しまして、また今日付で新聞のほうにもこういう形で入れましたというような形で新聞社のほうにも情報提供しているというような状況でございます。

以上です。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項(6)東大和市特定事業主行動計画(後期行動計画)の策定に伴う意見の伺いについて、本件の報告をお願いいたします。

学校教育課長。

○田代学校教育課長 その他報告の(6)番になります。お手元の資料をご覧くださいと思います。

平成24年3月22日付で市長部局のほうから東大和市特定事業主行動計画(後期行動計画)の策定に伴う意見の伺いという写しがありますけれども、このような意見伺いがありました。この特定事業主行動計画の経緯でございますけれども、既に平成17年9月1日付で市長あるいは市の行政機関とあわせまして計画をつくっているところでございます。そこに至るまでの経緯でございますけれども、急速な少子化が進行しまして、家庭や地域を取り巻く環境が変化しました。子どもたちを健やかに育てるために、次世代育成支援対策推進法という法律が平成15年

7月に制定されました。この法律ですけれども、10年間の時限立法という形で平成27年3月31日までに次世代対策の支援の取り組みについてを実施するための計画を法律として制定されたものでございます。

それを受けまして繰り返しになりますけれども、平成17年9月1日付で市長そして教育委員会、議会の議長、選挙管理委員会、市の代表監査委員という5者で特定事業主行動計画の前期計画を策定し推進をしてまいりました。ここで行動計画の策定指針が全部改正されたということで、後期の計画をさらにつくるということで市長部局のほうからこの意見伺いがあったものでございます。

内容としましては、記の下に書いてありますように、後期行動計画についても市長と連名で策定するかどうか、そして仮に策定するのであればこの内容でいいかどうかということになっております。

この案の内容につきましては、資料につけさせていただいているところでございますけれども、簡単に説明させていただきますと、この後期行動計画1ページ目に目的があります。

1番、目的です。

2番で計画の期間としまして、平成24年4月1日から27年3月31日までの3年間となっております。

3の特定事業主及び計画の対象となる職員でございますけれども、2行目にありますように、東大和市長、東大和市議会議長、東大和市教育委員会、東大和市選挙管理委員会、東大和市代表監査委員という5者で定めたらどうかというような案になっております。

2ページ以降に具体的な取り組み内容が入っておりますけれども、こちらは前期計画と柱としてはほぼ同じになっております。それを現在に合うように具体的に定めたという形になっております。

教育委員会としましては、最終的な通知に対する回答が必要なわけでございますけれども、後期計画につきましても前期計画と同様市長と連名で作成し、また案につきましてもこの案で対応できればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 報告どおり、1点目の後期計画を市長と連名で策定することについて了解し、また後期行動計画の案に対しても意見はお任せするということでよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 では、そのようにさせていただきます。

質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成24年第3回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 4時28分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育局委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 武石 修一郎